

働く世代への健康増進アプローチ研究事業企画書策定業務 仕様書

1 委託業務名

働く世代への健康増進アプローチ研究事業企画書策定業務

2 働く世代への健康増進アプローチ研究事業の概要

(1) 背景

札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21（第二次）」は、平成14年に策定した「健康さっぽろ21」の評価と課題、国が策定した「健康日本21（第二次）」を踏まえ、平成26年3月に策定している。

計画期間は平成26年度から令和5年度までの10年間で、平成30年度に中間評価を実施した。

中間評価の結果、働く世代（30～50歳代）では、肥満、運動習慣、ストレス、飲酒などの分野で他年代と比べ指標の達成が遅れており、特に運動しない理由として「時間に余裕がない」と回答した割合が多い状況であった。この結果を受け、「働く世代の健康づくりの取組強化」として、仕事等で時間に余裕のない「働く世代」が日常生活の中で体を動かす仕組みづくりに取り組むこととしていることから、特に市内企業の9割以上を占める中小企業の従業員が実践可能な効果的な方法を明らかにし、中小企業等と連携して健康増進を進めていく必要がある。

(2) 目的

中小企業等で働く従業員の健康意識の向上と健康行動の継続に効果的なアプローチ手法を検証し、この検証結果を基に、中小企業等が従業員の健康増進活動を推進することをめざす。

(3) 対象

中小企業等で働く従業員

(4) 内容

ICTを活用した健康に関するデータの計測やインセンティブ付与等を行う「健康増進プログラム」の実施を通じ、「健康に関心がない」または「健康に関心があるが健康行動をとれていない」等の健康意識別の健康行動への影響要因を明らかにし、健康行動の継続に効果的なアプローチ手法を検証する。

(5) 期間

令和元年度～令和4年度

- ・令和元年度：研究事業全体の企画・検討
- ・令和2年度～4年度：中小企業等の従業員に対する健康増進プログラムの実

施を通じた、健康行動継続要因の分析及びアプローチ手法の検証。

3 業務委託の内容

(1) 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日

(2) 業務内容

当該研究事業全体の企画書の策定に伴う、以下の3業務を実施する。(別紙1参照)

【①企画業務】

企画業務は、委託者及び委託者が指定する研究機関と調整し、下記に示す【②調査業務】や【③会議運営業務】の結果を踏まえ行うこととする。

なお、策定過程において、下記調査や会議を実施する前に、他都市事例等を参考とした研究事業(案)のたたき台を示すこと。

ア 研究事業の企画

研究事業全体のデザインについて、以下のとおり提案すること。

○効果分析が可能な標本数

なお、企業の属性や参画企業1社あたりに必要な最低参加者数も含むこと。

○効果分析が可能な実施期間

なお、参加者が健康増進プログラムに参加する際に必要な最低限の期間も含むこと。

○健康増進プログラムにて取得、評価する健康に関するデータ等とその評価手法

○参加者の健康行動継続に与える要因分析の方法

○想定される効果とその評価方法及び評価指標

○評価・修正時期等を示す、運営スケジュール

○評価・修正時期等を提案する体制(下記クにて委託者が示す委員等のほか、下記ウについて評価可能な者を提案すること)

イ 「健康増進プログラム」の素案作成

中小企業等の従業員が取組やすくかつ健康行動の継続に効果的な「健康増進プログラム」の内容等について、以下を踏まえ素案を作成すること。

○対象者の健康行動の継続を促す効果的なアプローチ(方法、時期、1回あたりの実施期間)及びインセンティブの要否とその根拠を設定・提案すること。

○企業等の規模や業務特性の違いを考慮し、中小企業において実現可能なものとする。

○健康に関するデータの計測方法やインセンティブの付与等において連携・協力が可能な企業・団体等を提案すること。ただし、契約書等の取り交わしまで求めるものではない。

○具体的な導入方法（企業向け説明会の開催等）・実施手順・スケジュール・運用費を示すこと。

以下の項目のほか、健康増進プログラムを実践するにあたり必要な書類を作成すること。なお、健康増進プログラムに参画する企業や参加者向けの広報用資料について、広報用のデザインは不要とする。

- ・委託者向　：実施手順書、実施スケジュール、研究事業補助業務委託仕様書、委託積算書
- ・参画企業向：規約、募集要項、申込書
- ・参加者向　：規約、募集要項、申込書、個人情報の提供同意書、参加手順書、対象者アンケート、マニュアル

○上記アに示す研究事業の企画に基づき評価、修正提案が実施可能なものとする。

ウ 「健康増進プログラム」にて活用する ICT の提案

上記ア、イに基づき、また、平成 30 年度「ICT を活用した官民連携の健幸まちづくり推進プロジェクト」にて活用した ICT（別紙 2 参照）について評価したうえで、実現可能かつ費用対効果含め最も適切と思われる ICT の導入について提案すること。なお、既存のパッケージシステム等や本市の実証事業等におけるシステム等のカスタマイズも含め、複数案を検討のうえ、以下の項目について提案すること。

- ・要件定義
- ・概要設計
- ・運用手順
- ・積算資料（開発・運用含む）
- ・開発スケジュール
- ・受託可能事業者（開発・運用含む）

エ 企画書の策定

上記ア～ウに示す内容及び項目に基づき、企画書を策定すること。

【②調査業務】

オ 市内中小企業に対する健康増進対策に関する現状調査（以下「企業向け調査」）の実施

○研究事業の企画の基礎資料となる、調査を企画・実施すること。

市内中小企業は、市内に本店または支店がある中小企業、5,000 社程度を想定している。

なお、調査内容は以下の必須項目を踏まえ、その他研究事業に必要な項目を提案すること。

※必須項目は以下のとおり

- ・業種、勤務形態、従業員数（性・年代別、常勤・非常勤）、通勤方法
- ・従業員の健康状態の把握の有無、把握方法、把握していない理由
- ・従業員の健康課題
- ・現在取り組んでいる、従業員の健康増進対策の内容
- ・健康増進プログラムへの参加意向の有無、無の場合の理由、参加したいプログラムの内容

○以下の項目について、運用可能な方法を提案し、実施すること。

- ・調査の実施に係る広報（調査への協力を促すよう、中小企業等に対し広く周知を行う）
- ・調査アンケートの作成、印刷、配布
- ・調査アンケート結果の集計

カ 他市における健康増進事業に係る ICT 活用の事例調査

政令指定都市を含む各市において、市民等の健康増進を目的とした様々な事業がある。このうち、参加者の健康に関するデータ（歩数・睡眠・食事・体組成・血圧等）の状況を計測するため、アプリ・ウェアラブル端末・通信機能付き体組成・血圧計等のシステム・機器等の ICT を活用している事例を可能な限り調査すること。

○以下の項目について可能な限り調査すること

- ・事業概要（連携・受託・共催等の企業・団体等の情報を含む）
- ・開発
- ・開発費（内訳含む）
- ・設計概要図
- ・各機能の概要

キ 調査報告書の作成

上記オ～カの調査結果報告書を作成すること。

【③会議運営業務】

ク プロジェクト会議の運営

研究事業を企画する、プロジェクト会議にて事務局を担うこと。

事務局の役割は以下のとおり。

○検討内容調整

各回における提示資料や論点を組み立て、年度内の会議における意見の取りまとめについて調整する。内容については、別途委託者と調整すること。

○会議日程、会議環境調整

会議日程の調整、会議場所の確保、会議備品（筆記用具、PC、プロジェクタ等）の準備を行う。会議の開催は年度内に3回程度の開催を想定している。開催日程、回数については、別途委託者と協議すること。会議場所、プロジェクタに

については、札幌市保健所・本庁舎内会議室を利用可能であるが、空きがない場合等、利用不可の場合は別途民間の会議場所を本業務の費用にて用意すること。

○参加者調整

各委員、オブザーバー、招致者への連絡・調整、座長・委員への事前レクチャー資料の作成、事前レクチャー時の同行訪問を行う。

なお、検討会の委員・オブザーバー・招致者の選定及び委嘱については、委託者において行うものとする。

○会議資料調整

次第、座席表、会議資料作成、委員からの資料取りまとめ、会議資料印刷を行う。

○会議当日対応

会場準備、来場者整理、会議資料配布、事務局資料説明、会議終了後の後片付けを行う。

○会議後対応

議事録作成、議事要旨の作成を行う。会議録はMicrosoft Wordにて作成するものとし、会議後速やかに電子データで提出すること。

(3) 実施スケジュール（予定）

< 7月 >

○第1回プロジェクト会議に向けて、研究事業の企画提案、企業向け調査 調査票作成

○実施スケジュールの調整

< 8月 >

○第1回プロジェクト会議（下旬）

・研究事業の検討（研究に関する評価指標や分析項目及び健康増進プログラムの内容等の検討）

・企業向け調査 調査内容の検討

< 9月 >

○企業向け調査 調査内容の修正・確定、送付先の調整（月上旬）

○企業向け調査 調査票の送付（中旬）

○第2回プロジェクト会議（下旬）

・研究事業の検討（研究に関する評価指標や分析項目及び健康増進プログラムの内容等の検討）

<10～12月>

○企業向け調査 調査票の回収・集計（10月上旬）

○企業向け調査 調査結果の分析（10月中～下旬）

○研究事業の検討（研究に関する評価指標や分析項目及び健康増進プログラムの内容等の検討）

<1月>

○第3回プロジェクト会議（中～下旬）

- ・研究事業の確定（研究に関する評価指標や分析項目及び健康増進プログラムの内容等の確定）
- ・企業向け調査結果の報告

<2～3月>

○研究事業の最終調整

○企画書の作成

4 企画内容の留意点

- (1) 「健康さっぽろ21（第二次）」中間評価と今後の推進の内容を踏まえ、企画すること
- (2) 働く世代が、日常生活の中で負担なく取り組むことができ、かつ健康意識別に健康行動の継続に影響を与える要因が明らかとなるよう、企画すること
- (3) 本事業の参加者のみならず、参加企業が今後活用できる健康増進プログラム及びアプローチ手法を明らかにするという視点を持って企画すること
- (4) 研究事業の実施にあたり、要因分析は、委託者が指定する研究機関が行う。受託者は委託者及び研究機関と十分に打ち合わせを行い、要因分析に必要な基礎データを集計可能な企画を提案すること
- (5) インセンティブの設計にあたっては、平成30年度「ICTを活用した官民連携の健幸まちづくり推進プロジェクト」の実施概要も参考材料とすること

5 成果物と納品について

- (1) 成果物
 - ア 企画・提案にて作成した資料・制作物及びそのデータ一式
 - イ 上記3-カの調査結果データ一式
 - ウ 企画書を紙媒体及びデータ（PDFと編集可能なデータ双方）にて納品
 - エ 報告書を紙媒体及びデータ（PDFと編集可能なデータ双方）にて納品

(2) 納品場所

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階
札幌市保健福祉局保健所健康企画課地域保健推進担当係 (担当：八鍬)

6 業務処理責任者

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務処理責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

7 実施計画書及び業務日程表

受託者は、契約締結後すみやかに業務実施計画書及び業務日程表を作成し、委託者の承認を得ること。

8 委託者との協議等

- (1) 本業務の実施にあたって、業務処理責任者は委託者との連携を密とし、適宜協議又は打合せを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 業務処理責任者は、委託者と協議又は打合せをした場合は、その内容及び連絡事項を適切に記録し、相互に確認するものとする。

9 完了報告

受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了報告書及びその成果物を委託者に提出しなければならない。

10 個人情報の保護

受託者は、本業務を処理するにあたって個人情報を取扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

11 再委託

本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本事業の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ札幌市に申請し、承認を受けること。

12 著作権等の取扱

成果物に関する著作権等一切の権利は札幌市に帰属するものとする。

なお、成果物は業務履行期間後も札幌市の事業において使用するため、企画、デザイン等の権利関係を調整すること。

13 その他

- (1) 契約金額には、必要経費一切を含むものとする。
- (2) 本業務の履行においては、札幌市の運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (3) 本業務の履行において、物品の使用及び印刷を行う際は、札幌市グリーン購入ガイドラインの基準に適合したものを調達・使用すること。

14 資料

- (1) 働く世代への健康増進アプローチ研究事業 イメージ図（別紙1）
- (2) 平成30年度「ICTを活用した官民連携の健幸まちづくり推進プロジェクト」概要（別紙2）

別記 個人情報取扱注意事項

第1条（個人情報を取り扱う際の基本事項）

受託者はこの契約による業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

第2条（責任体制の整備）

受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3条（守秘義務）

受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第4条（再委託）

受託者は、本委託業務を第三者へ委託（再委託）してはならない。

第5条（個人情報の管理）

受託者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 札幌市（以下「委託者」という。）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 事前に委託者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- 六 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

第6条（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

受託者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、委託者に無断で第三者へ提供してはならない。

第7条（個人情報の返還又は廃棄）

- 1 受託者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還しなければならない。
- 2 受託者は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

第8条（事故時の対応）

- 1 受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第9条（契約解除）

- 1 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第10条（損害賠償）

受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

働く世代への健康増進アプローチ研究事業(令和元年度～4年度)

本研究事業は、中小企業等の従業員に対する健康増進プログラムの実施を通じ、健康行動の継続に効果的なアプローチ手法を検証する。

【①企画業務】

◎研究事業の企画(研究事業全体デザインの提案)

- ・標本数、実施期間等の設定
- ・評価する健康データの検討
- ・健康行動継続に与える要因分析の方法の検討 など

◎健康増進プログラムの素案作成

- ・健康行動の継続に効果的なアプローチ方法、時期、期間等の検討
- ・インセンティブの要否、内容等の検討
- ・具体的実施手順等の検討 など

調査結果
を反映

【令和元年度】

【②調査業務】

◎調査の実施

- ・市内中小企業の健康増進対策に関する現状調査
- ・他都市ICT活用事例調査

【③会議運営業務】

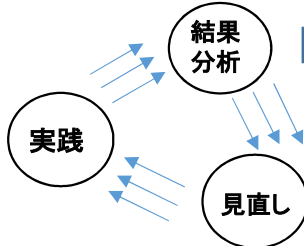
◎プロジェクト会議の運営

- ・研究事業及び健康増進プログラムの検討の場の運営

中小企業等の
従業員に対する健康増進活動の推進
(令和5年度～)

【令和2年度以降】

○健康増進プログラムの運営



○要因分析
健康行動継続に与える
要因の分析 など

効果的な
アプローチ手法
の検証⇒確立

◎令和元年度に実施
○令和2年度以降に実施

平成30年度「ICTを活用した官民連携の健幸まちづくり推進プロジェクト」概要

1 事業内容

(1) 「健幸ポイント」実験

地下街における回遊促進や公共交通利用促進を目的として、地下歩行空間における移動データの取得や情報のプッシュ配信などが可能な既存スマホアプリと連携した「札幌市版健幸ポイントシステム」（以下「ポイントシステム」という。）を考案。

市民から参加者を募集した上で、歩数・地下空間での移動・公共交通利用・健康状態の改善状況等に応じ、札幌市の交通系 IC カード「SAPICA」において運用されている既存の公共交通ポイントを付与。

ポイント付与による参加者の行動や意識の変容を検証した。

(2) データに基づくスマート・プランニングの検討

ポイントシステムから取得できる歩行者データや、土地利用データ（イベント、店舗立地等）を活用し、人流のシミュレーションや施策効果の予測に基づく施設配置・空間形成・交通施策等の計画手法（スマート・プランニング）について検討を行った。

2 サービス及びシステム

(1) ポイント付与の条件

実証事業の参加者が獲得できる健幸ポイントは以下の6つの条件に応じて付与し、獲得可能な最大ポイント数は8,500ポイントとした。

- ① ポイント付与期間中の歩数
- ② 体組成の測定結果の変化
- ③ 健康に関する知識を身につけるための講座の受講
- ④ ポイント付与期間のうち特定の期間（全2回、各1週間）中の歩数
- ⑤ 札幌駅地下歩行空間（チ・カ・ホ等）の歩行軌跡
- ⑥ SAPICAによる公共交通機関利用履歴及び札幌駅地下歩行空間（チ・カ・ホ等）の歩行軌跡

(2) システムの全体像

実証事業で用いたポイントシステムは、SAPICAで運用されている交通ポイントシステム、札幌地下街のナビゲーションや情報配信などの機能を有するスマホアプリ「さつちか」、歩数計スマホアプリ「ヘルスプラネットWalk」の3点のシステムを連携することにより構成されている。

ポイントシステムの全体構成は下図のとおりである。

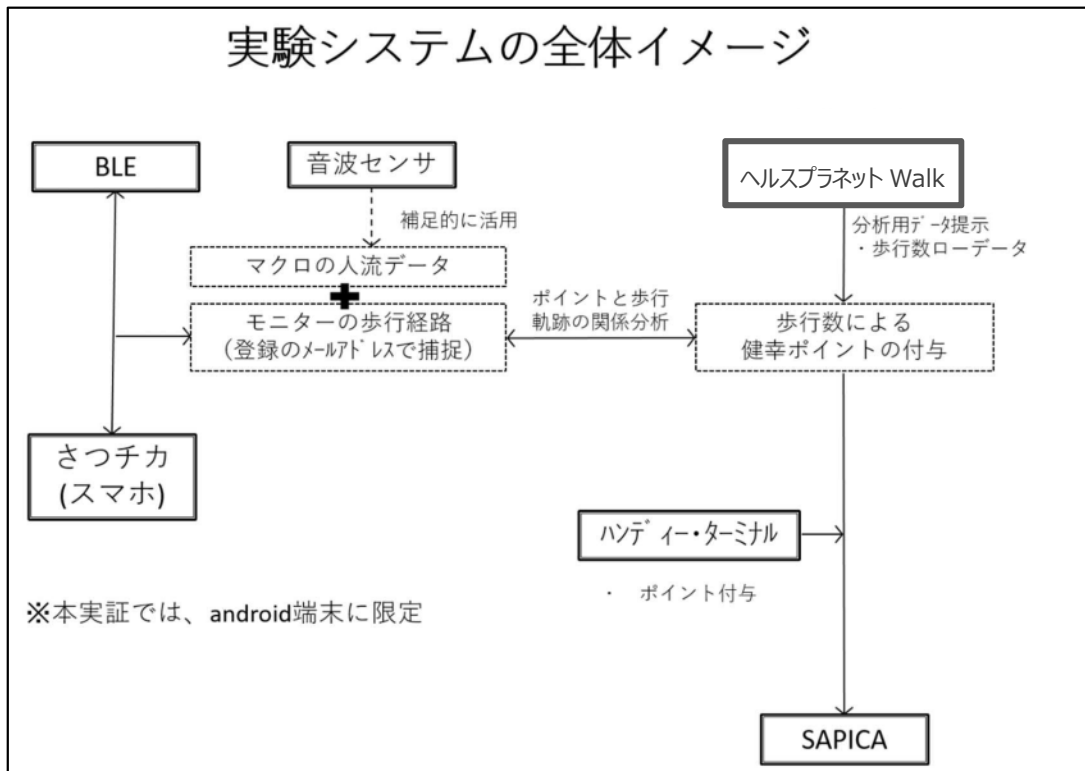


図1 ポイントシステムの全体図

以下、ポイントシステムを構成する各個別システムについて詳述する。

(3) SAPICA ポイントシステム

実証事業に参加した市民に交通ポイントを付与する方法としては、SAPICA で既に運用されているハンディターミナルによって参加者が元々保有している SAPICA カードに付与する方法を採用した。

ポイントを付与する際の諸条件は以下のとおりである。

- ・実証事業参加者は、SAPICA カードの保有者であることが前提
- ・参加者が取得したポイントは、ポイント付与対象期間後の「ポイント交換会」において、ハンディターミナルによって参加者の SAPICA カードに付与。

なお、SAPICA による公共交通機関利用履歴及び札幌駅地下歩行空間（チ・カ・ホ等）の歩行軌跡に基づくポイント（1 ページ 2 (1)⑥参照）の付与に当たっては、参加者に対し、SAPICA 対応の駅券売機から公共交通の利用履歴を印字し、提出するよう依頼した。

(4) 「さつちカ」アプリ

札幌市では、都心部地下のナビゲーションや情報発信等を目的としたスマホアプリ「さつちカ」を配信している。

計測した歩数データは、参加者がアプリ内の送信ボタンをタッチすることで、自動的に同社の専用クラウドサーバへ保存される。

送信された歩数データに基づく健幸ポイントは専用システムにおいて自動算出され、地下空間における歩行軌跡や公共交通機関の利用履歴などに基づくポイントは、運営側において手動で入力する。参加者は、Web サイト上でポイントの確認が可能である。

本アプリのホーム画面では、1日の歩数が円グラフと数値でわかりやすく表示されるほか、消費カロリーや歩行時間、歩行距離なども確認できる。

3 実証事業の運営方法

(1) 歩数の把握

前述のとおり、実証事業の参加者が歩数計アプリによって測定された歩数を定期的に送信することで、アプリ運営会社のデータベースに歩数データが蓄積され、同社経由で協議会にデータ提供される仕組みとなっている。

(2) 公共交通機関の利用回数の把握

実証事業参加者に対し、SAPICA の利用有無にかかわらず、地下鉄駅構内の SAPICA 対応改札機で利用履歴カードを印字し、下記のいずれかの方法により協議会に提出するよう依頼した。

- ① 利用履歴カードを写真に撮りメールに添付した上で協議会宛に送信
- ② 月に1回、チ・カ・ホ内「北2条広場」に設置された提出デスクに提出

(3) 体組成の測定

実証事業開始時の参加者説明会と、実証実験終了時のポイント付与会において、各参加者の体組成（体重、体脂肪率、脂肪量、除脂肪量、筋肉量、体水分量、推定骨量、基礎代謝量、体内年齢、内臓脂肪レベル）を測定。実証事業前後の体組成の変化を把握した。

(4) 健康・生活に関する意識変化の調査

実証事業開始時の参加者説明会と実証実験終了時のポイント付与会において、参加者に対しアンケートを実施。運動への意欲や冬季の歩行に対する印象、実証事業への参加動機など、健康・生活に関する参加者の意識を調査するとともに、実証事業前後のデータを比較分析した。

(5) 協議会からの通知方法

協議会から実証事業参加者に対する連絡は、歩数計アプリ内の「お知らせ」機能を利用した通知、及び協議会からのEメールにより行った。